滝野川警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方に基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動(速度取締りや警戒活動等)を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- ○速度取締り
- ○パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- ○その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

滝野川警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区	間	重点時間帯
1	国道17号	☆	5 O km	北区滝野川6-77先	北区滝野川6-1先	8 – 1 2
				北区田端新町1-28先	北区田端新町3-18先	
2	明治通り	☆	5 O km	北区昭和町1-1先交差点	北区上中里3-16先交差点	7 – 1 2
				音無橋交差点	北区滝野川7-50先交差点	
3	本郷通り	☆	5 O km	飛鳥山交差点	霜降橋交差点	6 – 1 5
4	尾久橋通り	☆	6 O km	田端新町1丁目交差点	北区田端新町1-7先交差点	13-17
5	小台通り	☆	4 O km	田畑新町3丁目交差点	田端新町3丁目第2横断路	7 – 1 1
6	谷田川通り	0	3 O km	滝野川1丁目交差点	北区田端 1 - 8 先交差点	7 – 1 1

- ※ 種別:☆は警視庁重点路線、Oは警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、 厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(〇)	指定理由
6	谷田川通り	滝野川小学校や滝野川第三小学校等の通学路として利用されており、通学時等の小学生児童等の
		交通事故を防止するため。

滝野川警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

ゾーン30

幹線道路等によって区画された生活道路が集積する市街地内の地域において、最高速度30キロ毎時の 区域規制や路側帯の設置・拡幅等を始めとする交通安全対策を実施する区域です。

小学校周辺地区

小学校(公立・私立等)の周辺区域を表記しております。朝・夕の登下校時間帯に小学校付近を通行するドライバーの皆様は速度を抑制し、安全運転を徹底してください。

No	対象	地区
1	ゾーン30	北区西ヶ原1丁目、中里2・3丁目周辺
2	ゾーン30	北区西ヶ原3丁目周辺
3	ゾーン30	北区滝野川1丁目、西ヶ原3、4丁目周辺
4	北区立滝野川小学校	北区西ヶ原 1 丁目周辺
5	北区立田端小学校	北区田端5丁目周辺
6	北区立滝野川第二小学校	北区滝野川6丁目周辺
7	北区立滝野川第三小学校	北区滝野川1丁目周辺
8	北区立滝野川第四小学校	北区東田端2丁目周辺
9	北区立滝野川第五小学校	北区昭和町3丁目周辺
10	北区立もみじ小学校	北区滝野川3丁目周辺
11	北区立谷端小学校	北区滝野川7丁目周辺
12	北区立西ヶ原小学校	北区西ヶ原4丁目周辺
13	私立聖学院小学校	北区中里3丁目周辺

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。 重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を 抑えて走行してください。

滝野川警察署管内の速度取締り重点路線



